

父母の会ニュース

神戸市重度心身障害児(者)父母の会

194号

発行: 平成30年7月25日

責任者: 武田純子

TEL: 078-335-8508

FAX: 078-335-8509

E-mail: hubonnokai6530
@itkeeper.ne.jp

備えなければ憂います

会長 武田 純子

このたびの地震、豪雨で被災された方、大切な人を失われた方に心よりお見舞いと、お悔みを申し上げます。

6月18日の大阪北部地震と言い、先般の西日本豪雨と言い、天災の恐ろしさを再び身近に感じたこの数か月です。

人間が求め続ける快適で便利な環境は自然界にとっては不合理であり、自然界を破壊するその代償は同じ人間が償っていかなくてはならない事だと実感します。

そして再度「災害時の要援護者の支援」のありかたを考え直していく必要が問われます。

厚労省の通達では被災障害者等の受け入れが出来る避難スペースを整備するよう明記されており、神戸市はしあわせの村の障害児(者)施設の一角に昨年10月、災害時の避難スペースが完成しました。受け入れに必要な福祉サービスや、物資については行政機関、社会福祉関係機関との協力・支援体制が必要とされています。地域に於いては特別な配慮が必要な人への、二次避難所である福祉避難所から、次の避難スペースへの指示は行政が出すものですが未だ明確になっておりません。しあわせの村の避難スペースを利用する迄の行程を、地域の誰が?どの段階で?この避難スペースを利用して良いと指示してくれるのでしょうか?避難スペースが有効に機能出来る時期は、出来るだけ来てほしくはありませんが「備えあれば」憂いは少なくなります。

明日見舞われても不思議ではない昨今の自然災害の事を考えますと、最優先して整備していく必要があると感じます。

しかし、「神戸市個人情報保護条例」が施行され、平成15年に「個人情報の保護に関する法律」が制定されたことで、障害児(者)の所在や個人情報の取り扱いが慎重になり、逆に地域で支援する側の情報の共有が困難になったことも事実です。行政、自治会、ふれまち、各種団体等の会合の席上、「出来ない」「前に進めない」理由はこの条例による壁が課題だと繰り返し弁明されます。

進まないのは、条例が壁なのではなく「条例に対して工夫をしないで止まってしまふことが壁になっているのではないか?」と感じるようになりました。

自然災害と同じように人が作った条例は、それを使いやすいように工夫していくのも人だと思うのですが.....



平成 30 年度 (第 52 回) 重心父母の会総会特集

平成 30 年度(第 52 回)総会が 5 月 25 日(金)10 時 30 分から、神戸市立総合福祉センター 4 階会議室で開催されました。神戸市議会、神戸市保健福祉局、社会福祉協議会他、各関係団体から来賓の皆様に出席いただきました。

会議の冒頭に、父母の会創立 50 周年を迎えた機会に支部役員として長く活動いただき、かつ本部行事にも熱心に参加・協力し、今も活動している支部役員の皆さん 30 人にその労をねぎらい、会長から感謝状が贈呈されました。代表して北支部の濱川まさ子さんが受け取られました。

神戸市議会と神戸市から来賓としての挨拶を頂き、議事に入りました。29 年度活動・会計報告と、30 年度活動計画・会計予算案を審議・承認され、議事が終了、じゅうしん須磨寺の橋口事務局長から報告の後、総会は終了しました。

後続く人々のための運動を



神戸市議会 安井 俊彦議員

地方議会においては政党とか政策とかを越えて福祉では全員が一致しています。福祉のためには党派もないと申し上げたい。特に神戸市議会においては「親亡き後」の問題について真剣に議論しています。

今日は神戸市の幹部も来ていますが、神戸市はグループホームで対応していきたくて考えられているようですが、果たしてそれでやっていけるのでしょうか？

多くの方々、例えば金銭面や人材の問題などもっと良い政策があるのではないかと、私も 40 年いろいろご指導頂きながら本当に切実に訴えられる立場として悩んでおるわけでございます。議会もこの問題について皆様と一緒に考えそして多くを学んでいきたい、このように思っております。

大変恐縮でございますが、皆様方の目指すものの中で障害児者の人権を守ろう、あるいは色々目指すものあるのでしょうか、本来私たち人間、人類というものは果たして公正なのでしょうか。私の顧問弁護士である田中幹夫氏は障害者福祉の権威者であるが、彼は「元々人間というものは残酷なものだ。弱い人々を守る、障害者の人々を守っていく、そういったものは人間が備えなくてはならない知性とか教養とかによって守られていくもの。そのことをみんなで考えなくてはならない。」そういう意味では私たちはもう一度福祉のあり方・考え方というものについて考えていきたいと思っております。

皆さんにお願いしたいのはこれから議員団に訴え、あるいは行政に協力を求めていく中で一番大事なことは団結であります。皆さん一人一人が声を上げることよりもみんなで力を合わせて声を上げる。そして皆さんの意見を反映させることができるというお仕事を私たちも行なって参りたい。どうか皆さん方におかれては団結をしていただき、そして皆さん方だけのための運動ではなしに皆さん方の後続く人々のための運動を展開していただきたい。心からお願い申し上げます。

(ご挨拶より要旨)



新障害福祉部長着任挨拶



神戸市保健福祉局障害福祉部 山端 恵美部長

昭和 42 年の設立以来 50 年を超える長い期間にわたりまして、障害者の人権の保障、教育や人権福祉の充実などを目標といたしまして活動を続けて来られてきたことに心から敬意を表しますとともに重障児中部いこいの家の運営、リフト付き福祉バスの運行、じゅうしん須磨寺においての生活介護事業へのご支援など様々な事業にご尽力いただいております、神戸市の障害福祉行政に格段のご高配を賜っておりますことに厚く感謝を申し上げます。

平成 28 年に改正障害者総合支援法、児童福祉法が成立いたしまして平成 30 年 4 月から施行されています。3 年に一度改正されていますが報酬改定もなされておりました、障害者の重度化、高齢化、様々な課題に対応する改正がなされました。神戸市におきましても障害者の方の移動支援や就労サポートなど社会参加の促進と親亡き後の対応が近々の課題と捉えておりました取り組みを進めているところでございます。

このため、9 区全てに障害者支援センターを設置開設する予定です。平成 30 年度には東部、中部、西部にある在宅障害者福祉センターと整備中の在宅障害者福祉センター合わせて 4 箇所にも開設する予定です。この障害者支援センターでは相談や見守りなどの他に緊急時のショートステイ受け入れができますようにハード面・体制等にも整備をしています。合わせてグループホームの市街地での整備とか高齢障害者の特別養護老人ホームでの受け入れなどを進めてまいります。合わせて重度心身障害児者の在宅で過ごされている方が大勢おられるけれども、安心して医療や福祉サービスを受けていただけるよう事前に医療的ケアなど情報登録していただいて医療機関等との連携を充実させていくと言う「医療コーディネート事業」についても昨年 12 月から始まったところです。一方、障害者の多様な働き方の創出についても 20 時間未満の就労の取り組みを進めていくとともに市役所内での訓練雇用についても拡大をしてまいりたいと思っておりますし、ICT を活用しまして在宅での就労に向けたセミナー開催も精力的に進めていこうとしています。

神戸市重度心身障害(児)者父母の会の皆様方におかれましては、今後も重度心身障害児者の皆様やご家族の方々の拠り所とあり続けていただくとともに、神戸市の障害者行政につきまして一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。(ご挨拶より要旨)



総合福祉センターで初夏のバザー

6月26日(火)中部いこいの家の移転に伴い、恒例の初夏のバザーを神戸市立総合福祉センター1階奥の体育室で開催しました。3月のチャリティーバザーの商品を半額セールし、地域の皆さんに楽しみにしていただいている行事です。

商品の運び方、机・商品・人の配置など建物が変わると改めて決めることが多く、バザーの責任者はバザーの途中も、来年に備えて新しい会場へのお客様の誘導方法や商品の配置の工夫を確認していました。

チラシを配ってみて、中部いこいの家の地域にはもっと呼びかけたいマンションがたくさんありました。

婦人会やほかの障害者団体のみなさんが大勢来場してくださったこと、障害者福祉センターの貴重なアドバイスをいただいたこと等感謝の気持ちでいっぱいです。



被災された皆様にお見舞い申し上げます

この度の西日本を中心とした前代未聞の豪雨により、被災された皆様ならびにご家族の皆様、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。障害ある方々の安否が気になりますが、無事に避難することができ、避難先での居場所が確保されていることを願います。

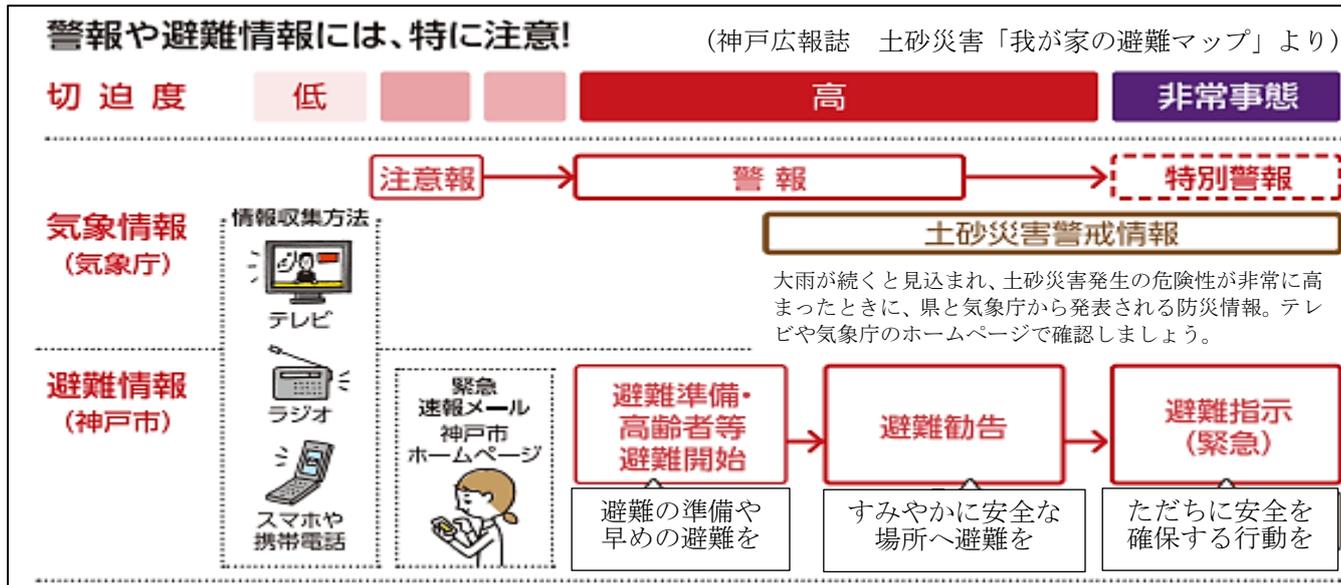
神戸でも避難情報が各地で発令されました。災害はいつ来るかわかりません。備えておくためにも避難情報の種類や意味を理解しておく必要があると思います。また皆様のご自宅が「土砂災害警戒区域」かどうかは、各家庭に配布されております「土砂災害・水害に関する危険予想図」で確認できます(Web版あり)。

そして避難する場合、何らかの特別な配慮を要する方々のために市が二次的に開設している「福祉避難所」が神戸市には358箇所あります。

どうぞ皆様も災害をイメージして、「もしも」に備える準備をしておきましょう。

※福祉避難所への避難の流れ
福祉避難所には、直接避難できません。

- ①近くの避難所へ避難
- ②ケースワーカー・保健師等が対象者を決定
- ③福祉避難所受入決定した方は家族等の支援により移動。移動手段ない方は要相談。



神戸市の在宅障害者福祉センターで最初に短期入所として開設された「アクセスひょうご」の現状を書いていただきました

ひょうごデイサービスセンター アクセスひょうご(短期入所事業)について

社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団
ひょうごデイサービスセンター
施設長 村山 盛光

JR 兵庫駅南側に位置する、神戸市立中部在宅障害者福祉センター3階 ひょうごデイサービスセンターに、多くの皆様のご支援をいただき 2016 年 4 月に定員 6 名で開設致しました。立地が非常に良いこと、神戸市中部、東部に比較的ショートステイ事業が少なかったことなどにより、開設当初から多くの皆さまにご利用いただいています（利用率 100%）。夜勤 2 名を配置し身体、知的の区別なくご利用して頂いています。開設 2 年目となる昨年度には改めて我々の使命を明確にする為に、法人基本理念を基に以下の基本方針を策定しました。

アクセスひょうごの基本方針

1. 利用者と家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、その生活を支えるアクセス（主軸）となります。
2. 利用者にとって心地よい居場所のひとつとなれるように、一人ひとりの思いを大切に、安全で安心できるサービスの提供に努めます。
3. 最も支援を必要とする最後の一人の生活を支えるべく、医療的ケアが必要な方にも安心してご利用いただける事業所を目指します。

今年度は、その基本方針に基づき夜勤専任の看護師を配置し、医療的ケアが必要な利用者の皆さまにより多く利用していただけるよう、体制を整えつつあります。現在、登録人数は 100 名を超え、なかなかご希望される日程で利用していただけないのが現状ではありますが、日によってはお受けできる日もございますので、まずはお問い合わせを頂ければと思います。見学も随時対応させて頂いています。御遠慮なくお申し付けください。よろしくお願い致します。

＜お問い合わせ先＞アクセスひょうご 電話 078-672-6500



リフト付き福祉バス「おおぞら号」利用のご案内

父母の会ではリフト付福祉バスを神戸市から助成を受けて運行しています。車椅子常用者等日常外出困難な心身障害児(者)の移動を援助することを目的とし、車椅子の扱いに慣れた専任の運転手の運転で神戸市の補助で利用できるとあって大変人気です。

たとえば福祉バスはこんな場合にご利用頂けます。

(例) 障害児(者)団体の交流のための研修旅行に行くとき
地域作業所のレクリエーション事業として社会見学に行くとき
支援学校・支援学級の遠足や校外学習に行くとき等々

〈ご利用のおおまかな流れ〉 ★事前予約(6ヶ月前から)が必要です



①利用希望日の空き状況確認・予約・利用申込書等の取り寄せ
予約できましたら、目的地の決定と道路事情、バス駐車場の把握その他交通事情などを調査しておくことをお願いします。



②利用申込書・運行行程表・乗車名簿の提出
(利用希望する日の前月20日までに提出すること)



③利用後、請求書発送・お支払い



注意事項

- (1) 毎週火曜日から日曜日の運行(毎週月曜・盆正月時期は運休)
- (2) 運行時間は午前9時から午後5時まで
- (3) 運行当日の行程変更はできません
- (4) 超過時間発生及び土日祝日の運行は別途費用負担あり
- (5) 運行日の1週間前からキャンセル料発生あり

費用の負担

- (1) 有料道路の通行料
- (2) 駐車場代(必ず予約しておくこと)
- (3) 燃料費: 走行距離1kmにつき80円に全走行距離を乗じた金額。
※走行距離の算定は、車庫(神戸市立総合福祉センター)を出発し、業務終了後車庫に帰着するまでの距離。

★詳細及びご不明な点がございましたら、父母の会本部(電話 078-335-8508)までご連絡ください。



こんにちは じゅうしん須磨寺 です!

～ 特定非営利活動法人じゅうしん神戸 2017 年度事業報告 ～

小池弘三 理事長(法人)・佐々木信一 施設長(じゅうしん須磨寺)の新体制スタート

6月に開催された理事会で第6期(2018・2019年度)の理事が選任され、新たに横田治郎さんが理事に就任(池田理事・小池理事・武田理事・時本理事・中新井理事の5人は重任)。互選により、小池弘三理事長が新理事長となりました。監事は、宮崎監事・田村監事が重任(総会で選任)。

また、胡正之施設長の退職に伴い、7月から新たに佐々木信一さんが施設長に就任しました。

<2017 年度の事業報告>

○開所日・利用人数・介護給付費

開所日=251日 利用者=登録14人・のべ利用人数2,484人・9,90人/日

男性:9人、女性:5人 区分6:11人、5:3人(男性:9人、女性:5人 区分6:10人、5:4人)

○工賃 総額=149,040円 ※16年度=168,630円、15年度=294,560円

(作業収入・バザー収入:186,950円 - 原材料費:48,189円 = 138,761円)

○会員 正会員=15人 賛助会員=31人(口) ※16年度(正会員=14人 賛助会員=33人)

2017年度 活動計算書(報告書)
2017年04月01日～2018年03月31日

2017年度 貸借対照表
2018年3月31日現在

科目	金額	円
1.経常増減の部		
(1)経常収益		
1)受取会費	131,000	
2)受取寄付金計	296,000	
3)事業収益計	43,553,112	
4)その他収益計	27,772	
経常収益合計	44,007,884	
(2)経常費用		
事業費		
1)人件費	25,393,098	
2)その他費用	8,444,238	
事業費計	33,837,336	
管理費		
1)人件費	5,529,083	
2)その他費用	84,398	
管理費計	5,613,481	
経常費用合計	39,450,817	
当期経常増減額	4,557,067	
2.経常外増減の部		
経常外収益合計	0	
経常外費用合計	0	
当期経常外増減額	0	
税引前当期正味財産増減額	4,557,067	
法人税、住民税及び事業税	678,830	
当期正味財産増減額	3,878,237	
前期繰越正味財産額	30,415,189	
次期繰越正味財産額	34,293,426	

科目	金額	円
資産の部		
流動資産		
小口現金	114,605	
普通預金	21,924,105	
未収金	7,069,678	
仮払金	2,000	
流動資産合計	29,110,388	
固定資産		
建物	9,949,235	
建物付属設備	717,968	
構築物	244,313	
車両運搬具	2	
什器備品	2	
リサイクル預託金	18,140	
固定資産合計	10,929,660	
資産合計	40,040,048	
負債の部		
流動負債		
未払金	3,310,620	
未払法人税等	678,800	
預り金	617,202	
賞与引当金	1,140,000	
流動負債合計	5,746,622	
固定負債		
固定負債合計	0	
負債合計	5,746,622	
正味財産の部		
前期繰越正味財産	30,415,189	
当期正味財産増減額	3,878,237	
正味財産合計	34,293,426	
負債及び正味財産合計	40,040,048	

須磨区社会福祉協議会から歳末たすけあい配分金をいただきました

須磨区社協から歳末たすけあい募金の配分金として、10,000円をいただきました。配分金は、ボランティアのみなさんとの交流会を兼ねて、野外活動センターあおぞら(しあわせの村)で開催したクリスマス会の開催費用の一部にあてさせていただきました。



